

北区中期計画（案）（平成29年度～31年度）に関するパブリックコメント実施結果

意見募集期間：平成28年12月20日（火）～平成29年1月24日（火）

意見提出者： 2名（内訳）郵送1名、ファックス1名、持参0名、北区ホームページ0名

意見総数：66件 ※類似の意見はまとめさせていただきました。

周知方法：北区ニュース（12月20日号）、北区ホームページ、企画課、区政資料室、地域振興室、図書館（昭和町除く）

提出された意見の概要とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

計画の基本的な考え方について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	「木密地域不燃化10年プロジェクトの推進」は、都市計画道路に対する沿線住民の反対が根強いいため主要事業から除外すべきである。その他の事業については基本的に賛成であり、重点的に進めてほしい。	1	防災まちづくりにおいては、東京都と連携しながら「木密地域不燃化10年プロジェクト」を活用した密集事業の対象区域の拡大や防災ふれあい広場の整備等も行うなど、引き続き強力に推進していくことから主要事業に位置づけております。
2	願望を目標にすべきではない。	1	今回の中期計画は、「北区基本計画2015」を着実に実現するために、基本目標別の課題及び施策を具体的に明らかにするとともに、重点的で効果的、効率的な行政執行を推進するための施策の目標と基準を定めた総合実施計画になります。引き続き、「区民とともに」の基本姿勢のもと、2つの最重要課題をはじめ、4つの重点戦略、3つの優先課題等に積極的に取り組んでまいります。
3	手法も含め、後日検証できるようにすべきである。	1	北区では、行政活動の目的を明確にしながら活動の成果を行政自らが検証し、評価するしくみとして「施策評価」「事務事業評価」を実施しております。今後いただいたご意見を踏まえ、より良い手法について研究してまいります。

4	<p>少子高齢化・人口減少を認め、それに立脚した計画に改めるべきである。北区の計画されている事業がすべて行われると、その維持管理は将来破たんする。</p>	1	<p>平成28年3月に策定した「北区人口ビジョン」では、区が目指すべき将来の方向を『生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体として「30万都市・北区」を未来につなぐ』としています。</p> <p>北区では、ここ数年人口が増加傾向にありますが、少子高齢化の進展や将来的には人口減少が見込まれる状況を踏まえ、区が直面する様々な課題に着実に対応するとともに、将来の行政需要を見据えた計画的な財政運営に努めてまいります。</p>
---	---	---	---

1-5 「福祉のまちづくり」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
5	<p>バリアフリー基本構想の策定について、今年度から策定協議会・区民部会の委員公募やまち歩きワークショップの一般参加を募るようになったことは大きな前進として評価したい。</p>	1	<p>構想の策定にあたりましては、引き続き「まちあるき」などで、広く利用者の区民参画を実施していくとともに、隣接区民などの参画も働きかけてまいります。</p>
6	<p>バリアフリー基本構想はハード整備に加え、「心のバリアフリー」が重要である。普及啓発や区民参画の手法については先進事例を十分検討し、構想の柱に据えて、北区でも実施してほしい。</p>	1	<p>スパイラルアップの一環として継続する協議会は、福祉や子育て支援関係部署などの行政機関や施設設置管理者と高齢者、障害者等をはじめとした利用者が一堂に会し、議論することができる貴重な場と考えております。この場を通じて、こころのバリアフリーに関する意見交換や勉強会、ワークショップなどを実施し、成果を広く発信することにより、こころのバリアフリーの推進を図ってまいります。また、他自治体の事例も参考に、こころと情報のバリアフリーの推進にかかわる普及啓発や区民参画の手法などについて、今後も検討してまいります。</p>

2-1 「地域産業の活性化」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
7	観光協会の設立・連携は、行政区の枠を超えた観光の連携や誘客の推進、あるいはNPO・市民団体との連携のコーディネートのために必要不可欠である。計画通り今年度中に設立し、早期の活動開始を求めたい。	1	平成29年1月に東京北区観光協会が設立されました。現在平成29年4月の事務所開設に向けて、準備を進めているところです。今後、北区観光の中核的推進役を担う観光協会と連携し、効果的に観光振興事業を推進してまいります。
8	鉄道のまち事業について、鉄道観光の客層が全国であることから、鉄道観光を推進している地域と鉄道沿線を単位とした連携を進めることが有効と考える。また、イベント等実施の際は全国の鉄道ファンが開催日に来やすくなる誘客活動が必要である。さらに、すでに全国各地に先進事例があるため、まずは先進地の視察や交流を進め、鉄道観光のノウハウを学んでいく必要がある。	1	鉄道は北区の観光振興にとって重要なキーワードと認識しており、平成27年3月策定の「北区観光振興プラン」の中でも、その旨の記載をしております。北区はこれまで交通事業者と連携し、観光振興事業を実施してきました。今後、先進事例を参考にしながら、観光の中核的推進役を担う観光協会と連携し、鉄道のまち事業を推進してまいります。

2-2 「コミュニティ活動の活性化」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
9	NPO・ボランティアぷらざの機能強化では、NPO・市民団体に関わる協働事業の支援事務を地域振興課からNPO・ボランティアぷらざへ移行し、地域振興課は町会・自治会等の地縁団体を主体とした支援に回るなど役割分担が必要である。	1	NPOやボランティア団体等への支援については、これまでもNPO・ボランティアぷらざを拠点とし、活動支援を行っております。そうした中で、北区協働推進基金を活用した協働事業を展開しております。今後も引き続き、地域における活動拠点となる地域振興室を含め役割分担について調整を図りながら、効果的な活動団体への支援に取り組んでまいります。
10	大規模災害時には、災害ボランティアセンターが設	1	災害時には多数のボランティアが集まることから、災害

	置され、区外からボランティアが集まることから、NPO・ボランティアぷらざの機能強化の一環として、災害時に限らず、平時から区外からのボランティア受け入れを視野に入れた取り組みを進めてほしい。		ボランティアの活動本部となる「災害ボランティアセンター」の設置にあたり、協定に基づき、北区市民活動推進機構及び北区社会福祉協議会と連携して受け入れ態勢の整備に取り組んでまいります。 近年の災害において、ボランティアの受援態勢が課題となっていることから、模擬訓練を実施するなど、充実に向けた検討を進めてまいります。
11	地域円卓会議の開催については、普段相容れることの少ない町会・自治会等の地縁団体と、NPO・市民団体とが一堂に会する機会となるよう調整してほしい。	1	NPO・ボランティアぷらざの登録団体を中心に、地域で活動しているNPO・ボランティア団体等が地域円卓会議に参加できるよう、必要に応じて調整を行ってまいります。

2-6 「未来を担う人づくり」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
12	<p>小学校は、コミュニティ機能や防災機能上重要であるだけでなく、卒業生にとっては格別の思いのある場所である。小学校の統廃合・廃止は最小限とし、近隣施設との複合化などで極力残すべきである。統廃合が避けられない場合は、児童数のみならず、以下のような検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生の通学などの交通、地域開発や都市の変化、都市計画の将来像を踏まえた学校の配置 ・学校は災害時の避難所機能を担うため、地震時・水害時に住民の避難が滞りなく行えるような配置 ・地域住民の生活に資する利用を住民とともに検討 	1	<p>全ての北区立小学校が、適正規模を確保するためには、統合を含めた学校の適正配置が必要です。</p> <p>小学校の適正配置にあたっては、保護者や地域の方々の意見を幅広く取り入れ、十分に議論いただけるよう、協議組織を設置して合意形成を図っております。また、協議にあたっては、通学距離・通学上の安全確保、地域との関連性及び防災面といった視点からも協議いただくとともに、地域の開発動向等の情報提供も行ってまいります。</p> <p>引き続き、子どもたちの教育環境向上のため、小学校の適正配置を推進してまいります。</p>

3-1 「計画的なまちづくりの展開」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
13	<p>王子駅周辺のまちづくりについて、「王子駅前整備計画」の策定にあたっては、北区の都市計画行政が調整役となって、区民・利用者参画によるワークショップを行い、区民意見を反映させる必要がある。</p> <p>また、王子駅はJR・都電・東京メトロに加え、都バス・コミュニティバス・高速バスなど多くの公共交通の結節点となっていることを十分考慮し、都市側だけでなく駅そのものの利便性向上にも寄与するよう、策定過程に区民や公共交通利用者・事業者の参画も得るよう努力すべきである。</p>	1	<p>「（仮称）王子駅前整備計画」の策定にあたっては、区民の皆様をはじめ、交通管理者、事業者など関係機関のご意見等を伺ってまいります。</p>
14	<p>十条のことを知っていれば事実でないと思われる資料を北区が作り、それを引用して各種資料が作られている。区の担当職員がまちの現状を正しく理解していないことの証明で、十条まちづくり基本構想は全面的に見直すべきである。</p>	1	<p>現在の「十条地区まちづくり基本構想」は平成24年3月に改定いたしました。まちづくりの手法・事業の追加などと上位計画の改定、事業の進捗状況を反映した時点修正を行っており、区議会、十条地区まちづくり全体協議会において報告した後、公表いたします。</p>
15	<p>現在まちで暮らしている人を強制的に追い出す北区基本計画は一時中断・中止すべきだ。</p>	1	<p>「北区基本計画2015」では、「まちづくりの一層の推進」として、駅周辺のまちづくりや都市基盤整備、安心・安全という観点からの防災まちづくりを中心とした面的整備を一層推進していくこととしています。</p> <p>なお、北区が事業主体となる各事業においては、権利者からの理解と協力が得られるよう、丁寧な説明と対応に努めてまいります。</p>
16	<p>十条駅西口再開発に組み込んだ公共施設整備は駅広やビルへの車の出入りと歩行者の動線の分離が不十分で、輻輳の根本的解決になっていない。物理的、</p>	1	<p>十条駅西口再開発事業では、歩行者等を中心とした広場等を整備し、さらに交通結節点としての機能の拡充を目指して、地域交通ネットワークを高めることとしています。</p>

	ハード的に車と歩行者の動線が交わらないように改めるべきである。		
17	十条は環七、83号線、85号線で囲まれる地域が一つのトランジットモールとなっていて、歩くまち十条を実現しており、まちのにぎわいとやすらぎの源泉となっている。区が主導するまちづくりを見直すべきである。	1	<p>十条地区は、「北区都市計画マスタープラン2010」において、木造住宅の密集地域の改善が重点課題となっております。また、東京都の「防災都市づくり推進計画」においては、震災時に大きな被害が想定される整備地域に指定されております。</p> <p>このため、北区といたしましては、組合設立予定の十条駅西口再開発事業、特定整備路線補助第73号線、補助第83号線等の道路事業を推進し、市街地火災の延焼遮断と避難路の確保、防災性に優れた施設整備などを進め、まちの安全性を高める必要があると考えております。</p>
18	区施工となる73号線優先整備部分は、北区が責任をもって昭和21年の原簿、原図を示すべきである。	1	<p>補助第73号線の都市計画については、東京都が決定しております。従って原図等は北区で所有しておりません。いただいたご意見については、東京都に伝えてまいります。</p>
19	再開発で変換された資産を用いて得た所得から減価償却費の控除ができないといった重要事項をちゃんとした資料の提供と説明を周知徹底せずに事業を進めるのは悪質商法のようなものだ。	1	<p>十条駅西口地区市街地再開発準備組合では、これまで減価償却を含む税務勉強会を開催しておりますが、将来にわたるシミュレーションは行っておりません。いただいたご意見については、再開発準備組合に伝えてまいります。</p>
20	再開発ではある時点で事業地域は一筆の土地となるが、地権者の資産評価はその直前の状態で評価される。十条駅西口再開発ではその土地の評価の単価に最大最小で2億円程の差があり、大変不公平である。このような不公平の生じないもう少し小さな事業地域にすべきである。	1	<p>十条駅西口再開発事業の施行区域等については、都市計画法に基づき、関係者の皆様からのご意見をいただいたうえで、平成24年10月に都市計画決定し、平成25年8月には、施行地区の区域を公告しており、この区域に基づき再開発組合の設立を予定しております。</p> <p>いただいたご意見については、十条駅西口地区市街地再開発準備組合に伝えてまいります。</p>

21	<p>十条の再開発では、既存建築物を敷地の一部に残したまま事業を進める個別利用区制度の利用も検討・提示し、高齢者の転居は極力避けるべきである。</p>	1	<p>いただいたご意見については、十条駅西口地区市街地再開発準備組合に伝えてまいります。</p>
22	<p>高齢者の住環境の変化は、認知症をはじめ、重大な病気の引き金となる。高齢者の多い北区では改造型のまちづくりではなく、修復型のまちづくりに限定すべきである。</p>	1	<p>十条地区は、東京都の「防災都市づくり推進計画」において、震災時に大きな被害が想定される整備地域に指定されており、防災上の観点からも、早期に建築物の不燃化とともに、都市基盤施設の整備を推進する必要があります。木造住宅密集地域の改善による防災性の向上や、区内外から多くの人が集まる「にぎわいの拠点」の形成等を重点課題としており、再開発をはじめとする防災まちづくり等が必要と考えております。ご指摘の各事業に伴い影響を受ける高齢者につきましては、より丁寧な対応に努めてまいります。</p>
23	<p>十条駅周辺のまちづくりについては、鉄道の立体化をはじめとするまちづくりの課題が山積している。勉強会や他地域の事例を参考にするとともに、北区は東京都に一方的に協力するのではなく、ブロック部会を活用して住民意見を出し合い、住民の立場に立ってできる限りの調整・交渉を進めてほしい。</p>	1	<p>十条駅周辺のまちづくりについては、平成17年度に策定、平成23年度に改定した「十条地区まちづくり基本構想」に定めたまちづくりの方針に基づき、十条地区まちづくり全体協議会を中心とした区民主体のまちづくり活動と並行して、区民と区の協働によるまちづくりを推進しています。十条駅付近の鉄道の連続立体交差化をはじめとする駅周辺まちづくりの様々な課題については、今後もこの方針と取組みとともに、各事業主体等と連携して積極的に推進してまいります。</p>
24	<p>十条まちづくりでは、一般住民が参加できるブロック部会で要望・提案をしても、全体協議会幹事会で賛同が得られなければ議題にすらすできない。一方、区の担当職員の意向はほぼそのままブロック部会の議題となり、住民がよくわからないうちに決定され、住民</p>	1	<p>十条地区のまちづくりを推進するために、「十条地区まちづくり基本構想」では、「区民とともに行うまちづくり」をまちづくり方針のひとつと定めており、各ブロック部会では十条地区の各種まちづくりの取組みを逐次報告するなどの情報共有化に努め、「協働のまちづくり」を進めて</p>

	に周知徹底されることなく「まちづくり」が行われており、全面的に改めるべきである。		<p>おります。</p> <p>また、個別のまちづくり計画や事業については、各計画・事業主体が、法令等に基づき十分に周知・説明していると考えております。</p> <p>なお、十条地区まちづくり全体協議会は、幹事会と5つのブロック部会により構成されており、幹事会では各ブロック部会での要望・提案事項などについても協議しております。</p>
25	十条での地区計画では、数多くの住民が望む規制でも区職員の意向・趣味に合わないと取り入れられず、「区民とともに」「協働のまちづくり」ではない。住民主体のまちづくりに改めるべきである。	1	<p>十条の地区計画は、「北区都市計画マスタープラン」や「十条地区まちづくり基本構想」等に基づいた計画としております。</p> <p>また、地区計画の作成に際しては、十条地区まちづくり全体協議会の各ブロック部会や地区内の権利者アンケート調査等を行い、地区計画原案及び案を提示のうえ、いただいた多くの意見や意見書を参考に検討・作成しております。</p>
26	「区民とともに」と言いながら、十条のまちづくりでは区民の参加できるブロック部会は区民の意見をまとめる場になっていない。	1	<p>十条地区のまちづくりを推進するために、「十条地区まちづくり基本構想」では、「区民とともに行うまちづくり」をまちづくり方針のひとつと定め、十条地区まちづくり全体協議会の活動を支援するなどの「協働のまちづくり」を進めております。</p> <p>また、十条地区まちづくり全体協議会のブロック部会は、各ブロックの区域内の住民並びに関係者が、まちづくりの方向性ならびに実施中の事業に関する事項について協議する場であると考えております。</p>
27	住民主体のまちづくりの会の活動を支援するため、まちづくり条例あるいはまちづくり公社の復活が必	1	<p>北区では、まちづくり協議会活動の支援など、取組みを行っております。</p>

	要である。		今後とも、住民主体のまちづくり活動の促進に努めてまいります。
28	浮間舟渡駅周辺のまちづくりについて、駅前広場の舗装の劣化や歩行空間の狭さを解消し、バリアフリーを進めてほしい。また、旧西浮間小学校跡地の利活用検討においては、水害に対応した避難機能を持たせることを検討願いたい。	1	駅前広場空間については、学校施設跡地との一体的な整備を検討しており、舗装の整備や歩行空間の確保など、バリアフリー化にも留意した広場空間の整備を検討してまいります。 また、旧西浮間小学校跡地の利活用については、平成19年3月に策定した「学校施設跡地利活用計画」に基づき、いただいたご意見も参考に今後検討してまいります。
29	障害のある方や、高齢者にとって、ビル風による突風は危険なバリアである。駅周辺の公共施設周辺では高層建物を規制し、風害の発生を防ぐべきである。また、絶対高さ制限を導入すべきである。	1	社会経済動向や土地利用実態などを踏まえ、地域の良好な環境の保全と地域の特性にふさわしい土地利用を図るため、今後、建物の高さ規制のあり方について検討し、適切な誘導を図ってまいります。
30	現在の湾岸マンション群の人口構成は、高島平団地の初期の頃と同じであり、将来人口構成は現在の団地同様高齢化するということが調査研究で発表されている。子育てファミリー層・若年層の定住化を進めるだけでは一時的で、将来的には高齢化が進みサステナブルとはならない。	1	「北区住宅マスタープラン2010」に基づき、人口構成のアンバランスを解消するために、子育て世帯を中心とした定住化の促進を図るとともに、世代を超えて住み継がれる住まい・住環境づくりの推進、公的賃貸住宅に係る施策の検討なども行ってまいります。
31	住民の日常生活そのものがまちづくり。ハード優先の犠牲者のうえにしか成り立たないまちづくりはやめるべきである。	1	重要な施策を進める際には、事業説明会を開催するなど、様々な機会を設けて広く区民の皆様からご意見をいただくとともに、関係者と調整を図ってまいります。
32	複数の建物工作物による複合日照被害等も早急に対策をとるべきである。	1	建物の日影規制は、東京都の条例により定められています。複合日照の被害については、ご意見として承ります。
33	赤羽駅周辺では商業店舗の撤退も視野に入れた対策を考えたまちづくりを行うべきである。	1	「北区都市計画マスタープラン2010」では、赤羽駅に隣接した区域は、重点的に商業系土地利用を図ることとしており、今後も「にぎわいの拠点」として、商業業務など

			を中心としたまちづくりを進めてまいります。
--	--	--	-----------------------

3-2 「安全で災害に強いまちづくり」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
34	道路による延焼遮断帯を採るのなら、棟間からの輻射熱、熱風、火炎、窓からの炎の噴出についての対策もすべきだ。	1	延焼遮断帯の機能は、対象となる道路幅員及び沿道建築物の不燃化により、その機能を発揮します。北区は、延焼遮断機能の発揮が必要と考える路線・区間を対象に、都市計画道路等の整備に併せ、都市防災不燃化促進事業を導入し、耐火建築物等への建替えを促進しております。 なお、助成要件として、建物自体が燃えない耐火構造等への建替えや、ガラスの飛散防止等を付加条件としております。
35	不燃領域率は、出火率をパラメーターとした相関図で、出火率を示さない議論は意味がない。図示されているパラメーターだけでそれ以上の出火率が存在しないかのような説明は不誠実である。	1	不燃領域率は、東京都の「防災都市づくり推進計画」で、市街地の延焼性状を評価する一つの指標として用いています。不燃領域率の算定方法及び想定出火率を用いた延焼性状との関係の考え方に関するご意見については、東京都に伝えてまいります。
36	木密地域不燃化 10 年プロジェクトについて、十条地区（補助 73 号線）、志茂・赤羽地区（補助 86 号線）、補助 81 号線は沿線住民からの反対は根強く、事業の強行は認められない。区としては住民意見を踏まえて都市計画道路の見直しを求め、都と協議していくべきである。	1	東京都が事業主体の特定整備路線補助第 86、73、81 号線は、東京都が国の事業認可を受けて、道路の用地取得に鋭意取り組んでいると聞いております。 北区といたしましては、本道路整備が、沿道のまちづくりと一体となった延焼遮断機能の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保など、木造住宅密集地域の防災性を向上させるうえで、極めて重要な取組みと考えております。 また、本道路の整備に併せて、不燃化特区の特別な支援策等により、早急に地区内の不燃化を図ってまいります。

37	<p>東京都による都道の将来ネットワークの検証によれば、補助73号線のルート2020バス通り・環七間は、防災をはじめほとんどすべての項目で該当しておらず、本当なら廃止検討をすべきものである。</p>	1	<p>補助第73号線のルート2020バス通り・環七区間のうち、北区画街路第7号線から環七区間については、平成27年2月に東京都が国から事業認可を取得した区間です。「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」では、北区画街路第7号線からルート2020バス通り区間の未着手の幹線街路を対象に将来都市計画道路ネットワークの検証を行っております。</p> <p>当該区間は、十条駅周辺市街地の防災性の向上と区の「にぎわいの拠点」のシンボルにふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る十条駅西口再開発事業の中で整備予定のため、優先整備路線として位置づけております。</p> <p>北区といたしましては、補助第73号線の整備に併せて、不燃化特区の特別な支援策等により、早急に十条地区内の不燃化を図ることが重要と考えております。</p>
38	<p>阪神淡路大震災での火災の原因は、家屋倒壊後の通電火災であることが調査で分かっている。実情に合った、費用対効果の高い防災対策を行うべきである。</p>	1	<p>通電火災の発生を抑制する対策の一つとして、感震ブレーカーなど出火抑制対策用品等の普及が必要と考えております。</p>
39	<p>阪神淡路大震災の犠牲者の95%以上が建物倒壊等によるものであった。もっと耐震化に力を入れたまちづくりをするべきである。建物が壊れなければ火災発生率も下がる。</p>	1	<p>住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、所有者自らが主体的に耐震化に取り組むことが基本になります。行政等は地域特性や緊急性、公益性を十分に考慮しながら、適切な連携・役割分担の下に、情報提供、支援制度、環境整備等、住宅・建築物の耐震化を効果的に促進する施策を進めております。</p> <p>建築物の用途や利用者の状況、災害時に果たす役割や、倒壊により引き起こされる被害状況等を勘案しながら、優先的に耐震化を促進すべき建築物について、重点的に耐震</p>

			<p>診断・耐震改修等の支援を行うなど、緊急性や公益性に配慮した戦略的な取組みを進めてまいります。</p> <p>また、木造住宅密集地域で取り組む密集事業区域や不燃化特区実施地区においては、耐震化・不燃化に資する老朽家屋等の除却や建替え助成などを引き続き推進してまいります。</p>
40	<p>借地での防災建替えでは、地主の承諾が大きな問題、ネックになる。区、行政による支援、助成、補助が重要かつ必要である。</p>	1	<p>木造住宅密集地域等においては、耐震化・不燃化に資する老朽家屋等の建替え誘導のための助成などを行っております。地主の方についても理解が得られるように、今後も積極的な周知と利用促進を図ってまいります。</p> <p>また、不燃化特区実施地区においては、建築主による建替えに伴う課題解消を支援するため、土業による相談支援を行っております。</p>
41	<p>公共防災船着場は防災上重要な施設で、かつ環境負荷の少ない平常時交通にも使える施設であるため、1箇所（志茂）のみでなく、浮間と堀船にも早期に整備してほしい。</p> <p>浮間は防災ステーションに隣接し災害時には重要性を増すことが期待され、堀船は新聞印刷工場の物資（印刷用紙や新聞）輸送を自動車から舟運に代替するためには必要なインフラである。また、防災船着場を災害時に活用するためには、物流や観光等の平常時活用を促進することが不可欠である。</p>	1	<p>公共防災船着場の整備は、「東京都防災船着場整備計画」に基づき、計画的に整備を行っており、北区内に、これまで4カ所（北区設置は3カ所）の防災船着場を設置しています。</p> <p>浮間、堀船の公共防災船着場につきましては、船着場までのアクセスを確保する必要性などから、河川管理者（東京都）が施工するテラス護岸などの河川事業にあわせて整備する予定ですが、現在、時期については未定です。</p> <p>なお、公共防災船着場は、災害時の活用のみならず、平常時における水上バス等の利活用も目的として、東京都北区船着場条例に基づいて設置・管理しております。</p>
42	<p>風水害・土砂災害から身を守る自助力向上推進事業では、自主避難施設及び垂直避難施設の確保、避難訓練だけでなく、避難の判断を住民が自主的に判断でき</p>	1	<p>現在、土砂災害警戒区域に指定された地区において、ハザードマップの配布準備を行うとともに、荒川氾濫の浸水想定が見直されたことにより、洪水ハザードマップの作成</p>

	るようにすることが必要であることから、北区防災気象情報メール配信サービスの登録推進や区の災害対策の周知など、基本計画で予定されている事業を同時進行で進めてほしい。		を進めております。これらの配布にあわせて、引き続き、気象情報メール登録等の周知を行ってまいります。
43	防災意識を日常的に持ち続けることも重要で、参加型のワークショップや被災地での災害ボランティア体験など頭や体を使う体験を社会福祉協議会やボランティアふらざ等とも連携して進めてほしい。	1	避難所運営を想定した訓練により、区民や自主防災組織への意識を高めるとともに、全国から参集するボランティアの受入、調整等を行う団体との連携を強化していくことが重要と考えております。
44	足立区等では、災害の危険の高い地域で感震ブレイカーの無償配布を行っている。北区でも危険な木密地域に配布すべきである。	1	北区では、区民の自助力を向上するために家具転倒防止器具や感震ブレイカーの設置など防災用品の普及啓発を推進しておりますが、いただいたご意見については、引き続き他区の導入事例を参考に検討を進めてまいります。
45	浅草伝法院通り商店街等で実績のあるファイヤーレターテント等防災塗料による不燃化に力を入れるべきである。全ての建物の不燃化を目指すべきだ。	1	現在、北区では防災塗料等個別の部材の使用に関する助成については検討を行っておりませんが、建物の耐火性能を高め、地域の防災性を向上させるため、木造住宅密集地域等において、引き続き耐火建築物もしくは準耐火建築物への建替え誘導のための助成などを積極的に行ってまいります。
46	密集地の街灯に街頭消火器の設置を。	1	街路消火器は、個人宅や事業所等のご協力をいただき設置しております。引き続き、設置場所提供についてのご協力をお願いしてまいります。
47	投げ入れ型消火器の配置を。	1	北区の街路消火器は、噴射型を設置しております。ご提案の投げ入れ型消火器については家庭用防災用品としてのがあっせんを検討してまいります。
48	災害時に街路灯が停電の影響をうけないように、蓄電池等によるバックアップを設けるべきである。	1	北区では、地球温暖化対策・環境負荷低減の一環として、街路灯を LED を使用した器具へ交換する「街路照明 LED 化事業」に平成 21 年度から取り組んでおります。同事業

			を推進し、全街路灯のLED化を図ったうえで、バックアップ電源については検討させていただきます。
49	サンフランシスコのように、地下に送水管網の設置を。	1	現在北区では、消防水利確保のため、集合住宅や事業所を建築する際に事業者に対し、防火貯水槽の設置を要望しております。また、各地区自主防災組織等に対し、消火栓に直接つないで消火活動が行えるスタンドパイプの配備を進めております。
50	JR・都電の線路脇に送水管を設置し、防災に役立てるべきである。	1	
51	タブの木1本、消防車1台と言われるように、常緑広葉樹の防火力は高い。地域の環境特性にあった常緑広葉樹の街路、校庭等への植樹を進めて防災力を高めるべきである。	1	道路等を整備する際には、その地域の特性や区民の皆様のご意見等を聞きながら樹種の選定を行ってまいりますので、いただいたご意見は、今後、検討する中で参考とさせていただきます。

3-3 「利便性の高い総合的な交通体系の整備」について

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
52	(仮称)旧北王子支線跡地遊歩道は、舗装せずにレールと枕木を残し、トロッコ等も走行できる空間として活用するとともに、ボランティアの方に維持管理をお願いすることで、コストの削減と区民参加型の観光の両立を図ることができる。	1	整備にあたっては、鉄道の面影を残した遊歩道として設計等の検討を進めてまいります。
53	鉄道連続立体化において、仮線方式は実際には一番時間がかかるということを国土交通省が調査し明らかになっている。埼京線や十条駅付近立体化を仮線高架方式でやるというのは早期実現を条件とする区議会決議に反するもので、都に見直しを求めるべきである。	1	JR 埼京線十条駅付近の連続立体交差化計画の構造形式については、都市計画の決定権者であり事業主体の東京都が判断すべきものと考えております。 北区といたしましては、東京都の検討結果を尊重したいと考えております。 工法についてのご意見は、事業主体である東京都に対するご提案として受け止めさせていただきます。
54	鉄道駅エレベーター等整備事業は、「駅周辺へのエ	1	鉄道駅エレベーター等整備事業は、今後策定する「王子

	<p>レベーター等の整備」と連動させ、駅内外を円滑化された経路で連続的に結ぶことが目的である。交通バリアフリー基本構想や王子駅まちづくり基本構想の一環に位置づけ、区民参画による駅周辺のまちづくりと連動した整備を求めるものである。</p> <p>また、京浜東北線 2 駅を含む全駅へのホームドアは、転落防止や慢性的な列車遅延防止対策として、整備の優先順位を上げて頂きたい。</p>		<p>駅周辺まちづくりグランドデザイン」や「北区バリアフリー基本構想」との整合を図り、利便性や安全性向上に向け、検討を進めてまいります。</p> <p>また、JR では、国や自治体の協力のもと、乗降 10 万人以上の駅等を優先にホームドアの整備を進めています。北区といたしましては、引き続き、JR と連携し、ホームドアの整備に協力してまいります。</p>
55	<p>区内交通手段の確保として、新たな交通手段の確保や民間事業者等との路線網調整が計画されているが、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の枠組みを用い、鉄道や自転車などとも連携した公共交通ネットワークを構築する視点で実行してほしい。</p> <p>この法律の基本的な考え方は「事業者が努力し、地域住民・自治体が一丸となって支え、地域ぐるみで公共交通を活性化する取組みを国が支援する」という考え方であり、適用事例を増やすことは国政にとっても大変重要である。区の基本姿勢「区民とともに」にぴったりの制度で、その上、国の補助金が活用できるため経営改革面からも有効である。</p>	1	<p>民間事業者等とも様々な形で連携しながら、区内交通手段の確保に向けた取組みを行ってまいります。なお、ご提案のありました補助金の活用については、他の補助事業等も含めて総合的に検討してまいります。</p>
56	<p>自転車ネットワーク計画の策定にあたっては、世田谷区など幾つかの区で既に導入が図られ成功している都市型レンタサイクルの導入を計画化して頂きたい。また、自転車走行空間のモデル 1 路線整備を計画化したことは評価し、実現に向けて推進して頂きたい。</p>	1	<p>都市型レンタサイクルの導入については、道路構造や地域の実態等を踏まえ、総合的に検討してまいります。</p>
57	<p>補助 83 号線の富士塚部分拡幅に合わせ、かつて富</p>	1	<p>都市計画道路補助第 83 号線整備事業において、十条富</p>

	土横丁をつくった時に削った部分の富士塚の復元を行うべきである。		土塚の取扱いについては、専門家の方のご意見をお聞きしながら、事業施行者など関係者と調整を図ってまいります。
--	---------------------------------	--	---

3-5 「快適な都市居住の実現」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
58	空き家は集合住宅のほうが戸建よりも多いが、戸建と違い除却は容易ではない。管理が行き届かないのは両者で変わりはない。	1	空き家のうち戸建て住宅は適正な管理がされていないことで、近隣住民が困っているケースが多いため、早急な対策が必要であると考えております。

3-6 「うるおいのある魅力的な都市空間の整備」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
59	<p>景観まちづくりの推進において、景観形成重点地区「3地区指定」「1地区推進」は、区民にわかりやすいよう、具体的な地区名を明記して頂きたい。</p> <p>また、「1地区推進」の場所については飛鳥山公園・都電・音無親水公園・JR王子駅周辺の地区として頂きたい。ここは、「北区景観づくり計画」で4つの「景観形成方針地区」がすべてだぶる場所であり、飛鳥山のアスカルゴの隣を都電が走り、その下には音無親水公園が広がり、新幹線とJR王子駅が交差する、まさに北区のシンボルといえる場所である。景観に関する各種アンケートでも、これらの景観資源は常に上位に挙げられている。</p>	1	<p>景観形成重点地区の「3地区指定」は、西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古河庭園周辺地区で、欄外に記載しております。</p> <p>なお、「1地区推進」の地区については、景観形成方針地区の6地区において、地域の動向や住民の皆様との話し合いなどを踏まえ、具体的な地区を選定してまいります。</p>

3-8 「自然との共生」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
60	<p>施策体系の中に「生物多様性の保全」や「外来種の情報を共有できるしくみの検討」があるが、事業が特に計画されていない。北区は昔から生物調査を熱心に行っており、生物のデータベースが整備されていることから、「生物多様性地域戦略」を他の自治体に先駆けて策定する環境が整っているため、事業化をお願いしたい。</p>	1	<p>「北区環境基本計画 2015」では生物多様性の重要性に対する理解の促進を取り上げており、区立小学校をはじめとしてビオトープを設置し、身近なところから生物多様性の大切さを感じ学ぶ環境を整えております。また、環境大学事業から環境リーダーの参画を進める予定で準備を進めております。「生物多様性地域戦略」については、今後も研究を進めて、平成31年度に改定を予定している「北区緑の基本計画」のなかで取り入れていく方向で検討してまいります。</p>

4-2 「計画的・効率的な行財政運営の推進」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
61	<p>新庁舎の整備にあたっては、「王子駅前整備計画」とも連携して、区民ワークショップを繰り返し行い、整備内容に区民意見を反映させて頂きたい。</p>	1	<p>新庁舎の整備にあたっては、「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン」と連携して検討を進めてまいります。また、区民の皆様のご意見をお伺いしながら計画を進めてまいりたいと考えております。</p>
62	<p>公共施設の再配置は行財政の視点のみならず、徒歩・自転車・公共交通との連動や、災害時の避難所機能の確保など都市計画の視点を踏まえる必要がある。公共施設の再配置は必要不可欠な施策であることから、改めて、以下のような視点を踏まえた再配置を計画すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の交通手段に十分配慮し、公共交通周辺への集約や災害時の避難所機能の確保に配慮する。 ・施設が公共交通から離れる場合には、コミュニティ 	1	<p>公共施設の再配置にあたっては、地域ごとの特徴や人口の動向、区民ニーズの変化及び施設にかかる更新・改修コストなどを考慮のうえ、適切な施設の配置や組み合わせを検討するとともに、施設の耐震対策や防災機能の確保・強化を通じて、災害時における区民の安全を確保してまいります。</p> <p>施設の再配置を検討する際は、北区バリアフリー基本構想等を踏まえ、区民の皆様と情報を共有しながら、再配置を推進してまいります。</p>

	バスなどの2次アクセスや徒歩での円滑なアクセス（バリアフリー化）を合わせて確保する。		
--	--	--	--

その他

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
63	町会長の意見発言は、地域住民の意見意向を代表するものではない。北区はそのことを承知の上で都合よく町会を利用して「まちづくり」を行っているため、地域住民の意向と大きなかい離が生じている。もっと住民からの意見提案を取り入れるべきである。	1	町会・自治会は、各地域内に住む皆様によって自主的に組織された団体であり、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の生活環境の向上を目指し活動を行っております。 また、町会・自治会は、防犯・防災活動や高齢者の見守り事業、青少年健全育成事業や地域交流事業など、様々な活動を行っており、北区といたしましては、区政を推進する上での重要なパートナーであると考えております。 重要な施策を進める際には、事業説明会を開催するなど、様々な機会を設けて広く区民の皆様からご意見をいただくとともに、地域の代表である町会・自治会の会長の皆様からもご意見を伺っております。
64	パブコメ意見を短く刈り込み時に主旨が伝わらなくする一方、時的に的外れやいなすような区見解を思う存分書き込むのは改めよ。	1	パブリックコメントは区民の皆様と協働を進めるうえで、大切な制度であると考えています。 区民の生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策などを策定する際に、事前に施策の案などを公表し、区民の皆様からご意見をいただき、そのご意見を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられたご意見とそれに対する区の考え方を公表するのがパブリックコメントの制度です。
65	「北区基本計画 2015 等上位計画で決まっている」というのはパブリックコメントの区の見解として意味のない説明である。具体的に見直す必要がないなら、なぜ見直しが必要ないかを示すべきである。	1	いただいたご意見を公表する際には、わかりやすくお示しして区民の皆様のご理解をいただく必要があると考えております。そのため、ご意見をくださった方の意を十分

			くみとるように努めて、要旨を整理させていただくとともに、類似の意見等については、まとめて区の考え方をお示ししております。
66	各種計画案は、複数のものを提示し、メリット・デメリット、費用対効果を詳しく地域住民に説明し、住民が選択できるようにすべきである。	1	<p>区ではこれまで、パブリックコメントの実施、重要な施策を進める際の公聴会や説明会の開催など、多くの区民の皆様が区政に参画できる機会を設けてきました。また、区民の皆様とのワークショップを実施しながら、地域ごとの実情に即したまちづくり事業にも取り組んできました。</p> <p>今後も、区民の皆様への各種情報の提供を質的に向上させつつ、随時提供するとともに、政策形成等に区民の皆様のご意見を反映させてまいります。</p>